

| | | | | | |
|----------|---|------|---|---|---|
| 鹿児島市監査委員 | 中 | 園 | 博 | 揮 | |
| 同 | | 小 | 迫 | 義 | 仁 |
| 同 | | 柿 | 元 | 一 | 雄 |
| 同 | | ふじくぼ | 博 | 文 | |

平成29年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査対象局部課名

| | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|-------|------|
| 市民局 | 危機管理部 | 危機管理課 | 安心安全課 | | |
| | 谷山支所 | 総務課 | 市民課 | | |
| | 伊敷支所 | 総務市民課 | | | |
| | 吉野支所 | 総務市民課 | | | |
| | 吉田支所 | 総務市民課 | | | |
| | 桜島支所 | 総務市民課 | | | |
| | 喜入支所 | 総務市民課 | | | |
| | 松元支所 | 総務市民課 | | | |
| | 郡山支所 | 総務市民課 | | | |
| 健康福祉局 | こども未来部 | こども政策課 | 保育幼稚園課 | 母子保健課 | |
| | | こども福祉課 | | | |
| 建設局 | 道路部 | 道路建設課 | 街路整備課 | | |
| 消防局 | | 総務課 | 中央消防署 | 西消防署 | 南消防署 |
| 交通局 | | 総合企画課 | 電車事業課 | | |
| 教育委員会事務局 | 管理部 | 総務課 | 施設課 | 美術館 | |

2 監査の期間

平成29年9月4日から同年11月21日まで

3 監査の対象項目

平成29年度（平成29年7月31日現在）の財務に関する事務等の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼にし、次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、重点項目として（5）の2項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については28年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点項目

①財政援助団体に対する交付補助金の使途等について（28年度分）

（28年度決算額で1,000万円以上の補助金を交付した団体）

②準公金の取扱いについて（28・29年度分）

（29年度現在、準公金を取扱っている課等）

(6) その他

4 監査の方法

本監査は、財務に関する事務等の執行について、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

各監査項目ともおおむね良好に事務処理等がなされていたが、一部不適切な事項については事務処理等の改善を図るよう、また不備のあったものについては遺漏なきよう関係所属長に指導した。

なお、各局部の監査結果は、次のとおりであった。

(1) 市民局 危機管理部、谷山支所、伊敷支所、吉野支所、吉田支所、桜島支所、喜入支所、

松元支所、郡山支所

危機管理部、吉野支所、吉田支所、桜島支所、喜入支所においては、良好に事務処理等がなされていた。

松元支所においては、おおむね良好に事務処理等がなされていた。

谷山支所においては、契約事務で不適切なもの、郡山支所においては、契約書に不備のあるもの、伊敷支所においては、勤務命令簿・勤務実績簿に不備のあるものがあつた。

(2) 健康福祉局 こども未来部

納入済通知書の記入もれがあるもの、負担金支出の手続きで不適切なもの、補助金の交付事務で書類に不備のあるものがあつた。

(3) 建設局 道路部

助成金の交付事務で書類に不備のあるものがあつた。

(4) 消防局

おおむね良好に事務処理等がなされていた。

(5) 交通局

良好に事務処理等がなされていた。

[意見]

- ・観光レトロ電車「かごでん」について、観光客の利用促進や収入増がさらに図られるよう効果的な運行を検討されたい。

(6) 教育委員会事務局 管理部

貸付料の収入手続きの時期、過誤納金の会計処理、入館料の減免等の手続き、県内旅費の支給手続き及び準公金の会計処理において不適切なものがあつた。

[意見]

- ・科学館の入館料等の減免については、費用対効果、受益者負担、他施設とのバランス等、総合的に勘案して対応されたい。

- ・美術館の入館者については、今後の館の運営に有効活用が図られるよう、市内、市外、国外等内訳の把握を検討されたい。